

空き家に関する補助制度など

シリーズ空き家特集、最終回は、空き家バンクのご紹介です。

お家が老朽化してしまう前に活用を検討し、次の世代に家をつなぎませんか？

空き家を売りたい・貸したいとお考えの所有者の皆さまへ

高山村空き家バンクをご利用ください

村では、村内の空き家の有効活用を促進し、高山村への移住・定住の促進や地域の活性化を図ることを目的として「高山村空き家バンク」を開設しています。

空き家を「売りたい」または「貸したい」とお考えの方は、物件を空き家バンクに登録していただくことにより、空き家を「購入したい」または「借りたい」など利用を希望される方に、村のホームページなどを通じて情報提供をすることが可能です。

登録された物件の売買等に係る媒介については、一般社団法人長野県宅地建物取引業協会長野支部と提携し、地元の不動産会社が仲介に入りますので、安心してご相談いただけます。

これまでに48件の売却と14件の賃貸の成約が実現しています。

空き家を売りたいまたは貸したいとお考えの方は、空き家バンクへ登録をお願いします。

高山村空き家活用推進事業助成金制度

村では、空き家バンクに登録されている空き家を購入する場合または改修する場合などを対象に、高山村空き家活用推進事業助成金制度を定めて支援しています。

①空き家の購入

▶対象者 新規転入者で、空き家バンクを利用して空き家を購入した方

▶助成金額 土地代金を含む空き家の購入費用の3分の1以内（50万円限度）

・空き家取得資金融資利子補給事業、金融機関からの融資額（上限額500万円）の利子総額の100分の20以内

②空き家の増改築

▶対象者 空き家を新たに購入して増改築の工事を行った方または空き家の所有者または管理者で空き家バンクに登録し、賃貸するために増改築の工事を行った方

▶助成金額 増改築工事費の2分の1以内（100万円限度）

③空き家の家財整理

▶対象者 空き家の所有者等の方で空き家の家財整理を村内事業者による処分依頼をした方

▶助成金額 家財整理に係る費用の2分の1以内（30万円限度）

※いずれの場合も事前審査及び交付申請が必要です。

◆定住支援室定住支援係 ☎214-9298

